

市内の介護老人保健施設における不適切な保管方法によるワクチンの廃棄について

1 概要

令和3年5月25日に、市内の介護老人保健施設において、ワクチンを再冷凍するという不適切な保管により、6バイアル36人分のワクチンを廃棄せざるを得ない事例が判明しました。

2 経緯

令和3年5月24日（月） 介護老人保健施設（サテライト型接種施設 ※1）（以下「施設」）が病院（基本型接種施設 ※2）（以下「病院」）から6バイアルを受け取り、所定の方法にて運搬（保冷バックにて2～8℃を維持）
運搬後、本来は冷蔵庫（2～8℃）で保管するところ、施設にてワクチンを冷凍庫（-15℃～-25℃）で保管
令和3年5月25日（火） 施設より健康福祉局へ保管方法について問い合わせ
再冷凍が禁止されているため、ワクチン廃棄となることが判明

3 内容

施設において入所者及び従事者の接種を実施するため、病院より、ワクチンの分配を受けました。
5月26日から28日の3日間で接種する計画を立て、24日にワクチンを受領した際に、接種日程の変更の可能性を考慮し、長期間保管できると考え、冷凍保管を行いました。
マニュアルを再確認しているなかで、保管方法に懸念が生じ、健康福祉局へ問い合わせたことで、保管方法が不適切であることが発覚しました。

4 原因

ワクチンの再凍結禁止については、ファイザー社のワクチンの取り扱いや国作成の手引き等にも明記されており、それらを参考にした本市作成の手引きも各施設に配布していました。
しかし、施設側にワクチンを再凍結してはならないことへの理解がなかったことです。

5 再発防止策

ワクチンの再凍結ができないことは、国や本市作成の手引き等に記載がありましたが、あらためて記載を強調するとともに、接種予定施設及び医療機関に注意喚起を行い、再発防止に努めます。

※1 サテライト型接種施設

基本型接種施設からワクチンの移送を行い、ワクチンを有効な期間内に接種を実施する施設

※2 基本型接種施設

超低温冷凍庫を配置し、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施することができる施設

お問合せ先

健康福祉局健康安全課ワクチン調整等担当課長 喜多 麻子 Tel 045-671-4847